

(様式3)

令和8年3月31日
京丹後市

「第3次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅢ（案）に対する意見募集の結果

京丹後市では、「第3次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅢ（案）に対する意見の募集を、令和8年2月20日から令和8年3月13日まで行いました。その結果、2件の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いた意見を踏まえ、「第3次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅢの策定に向け準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、「第3次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅢの策定にあたり、令和8年2月20日から令和8年3月13日まで意見の募集を行いました。

その結果、2件のご意見をいただきました。頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いた意見を踏まえ、令和7年度中を目処に「第3次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅢの策定に向け準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先：市民環境部市民課

住所：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電話：0772-69-0210

FAX：0772-62-6716

電子メール：shimin@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「第3次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅢ（案）に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	考え方
第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の趣旨 2 計画策定の背景 4 計画の期間	1 元号表記の統一について (P1~P3、P5) 「西暦年（元号年）」と「西暦年（元号）年」の表記が混在しているため、どちらか一方に統一したほうがよい。	「西暦年（元号年）」に統一します。
全体	2 数字の文字幅の統一について (P63~P68 を除く全ページ) 数字の全角と半角を統一したほうがよい。	1桁の数字については全角で表記しており、2桁以上の数字については半角で表記するよう統一します。
全体	3 取組（取り組み）の表記の統一について (P1~3、P38、P47、P49~P53、P55~P58、P60、P62、P63、P65、P67) 「取組」と「取り組み」の表記が混在しているため、どちらか一方に統一したほうがよい。	名詞の表現については「取組」と表記し、動詞の表現については「取り組み」の表記としています。
第2章 京丹後市の現状と課題 2 市民意識調査等の結果からみる市の現状	4 「（7）地域の防災活動への女性参画について」（P36） 「②性別や立場にこだわらず様々な視点で考えることが必要」の中で、「全体では「性別や立場にこだわらず様々な視点で考えることが必要」が67.7%で最も多く、」を「全体では「性別や立場にこだわ	・「全体では「性別や立場にこだわらず様々な視点で考えることが必要」が67.7%で最も多く、」とします。 ・他の文章の文末と統一し、「次いで、「高齢者、子ども、障害者などへのきめ細かな対策が必要」が38.4%となっています。」とします。

(様式3)

	<p>らず様々な視点で考えることが必要」が67.7%で最も多く、」としたほうがわかりやすい。</p> <p>同中、「次いで、「高齢者、子ども、障害者などへのきめ細かな対策が必要」が38.4%となっている。」を「次いで、「高齢者、子ども、障害者などへのきめ細かな対策が必要」が38.4%となっています。」と文末表現を統一したほうがよい。</p>	
第4章 基本目標と施策の推進 基本方針Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり	<p>5 「1 男女共同参画への関心と理解を広げるための取組を推進します」について (P49)</p> <p>「1 市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実」の取組内容の中で、「相談者のプライバシーや個人情報保護を厳重に保護するなど、」を「相談者のプライバシーや個人情報を厳重に保護するなど、」だと思ふ。</p>	「相談者のプライバシーや個人情報を厳重に保護するなど、」とします。
第4章 基本目標と施策の推進 基本方針Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり	<p>6 「1 まちづくりにおける意思決定の場への女性参画を推進します」について (P51)</p> <p>「7 市審議会等委員のバランスの取れた男女比率の改善」の取組内容を他の取組内容と同じ体裁したほうがよい。</p>	体裁を統一します。
第4章 基本目標と施策の推進 基本方針Ⅱ 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり	<p>7 「2 女性が自分らしく輝ける環境づくりを促進します」について (P52)</p> <p>「10 女性の能力開発とリーダー育成」の取組内容を他の取組内容と同じ体裁にしたほうがよい。</p>	体裁を統一します。
第4章 基本目標と施策の推進 基本方針Ⅲ 健康と安心をわかちあう誰一人置き去りにしない共生のまちづくり	<p>8 「2 高齢者・障害者・外国人の社会参画と理解を促進します」について (P56)</p> <p>「性的マイノリティ」も加え、その為の基本施策を創設することを求める。</p>	性的マイノリティの方をはじめ、様々な属性を持つ市民一人ひとりが生きづらさを感じることをない社会を目指すことは非常に重要です。

(様式3)

	<p>(その理由)</p> <p>京丹後市出身者に「性的マイノリティ」の方がおり、京丹後市において生きづらさを抱えて過ごしておられた事実がある。私はその方以外の「性的マイノリティ」の方は承知していないが、現在京丹後市において生きづらさを抱えて過ごしておられる「性的マイノリティ」の方がいらっしゃると思う。</p> <p>2月16日の審議会にて「男女共同参画」という表現に対する意見が委員から出されていた。私は、その意見は「性差ではなく個人を大切に、人間そのものを見るべき。」という価値観の元で出されたものと捉えた。男女共同参画社会基本法の前文に「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とある。また、当該基本方針に「安心をわかちあう」「誰一人置き去りにしない」「共生」を謳っている。それらの点から、京丹後市が「性的マイノリティ」の方を置き去りにすることは許されないと思う。ぜひとも、「性的マイノリティ」の方に対する基本施策の創設をお願いしたい。</p>	<p>そのためには、市民一人ひとりの多様性への認識を広げ、相互理解を深めていくことが必要であると考えています。</p> <p>「基本方針Ⅰ 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり 基本施策5 自他を尊重する対等な関係づくりに向けた性と健康に関する正しい知識の普及啓発」内の取組内容に次のとおり明記します。</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を広げるための啓発活動や教育を推進します。
--	---	---